

丸一社労士事務所 藤根陽子
〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228
Tel070-3791-0150 Fax04-7196-6033

夏季休暇 8/11～14 予定

e-mail : fuji1@maru1.co <https://maru1-sr.com/>

千葉県社会保険労務士会所属
登録番号 第 12220001号

夏のみくりが池⇒



年5日の年次有給休暇の確実な取得について

1 対象者

- ・年次有給休暇がその年に10日以上付与される労働者が対象となります。
- ・対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

2 年5日の時期指定義務

- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に、5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

3 時期指定の方法

- ・使用者は時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿うよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

4 時期指定を要しない場合

- ・既に5日以上の子次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、またすることもできません。

「使用者による時季指定」、「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上の子次有給休暇を取得させれば足り、取得させた年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者からの時季指定をする必要はなくなります。

5 年次有給休暇管理簿

- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し3年間保存しなければなりません。

6 就業規則への規定

- ・休暇に関する事項は就業規則の絶対的必妥記載事項（労働基準法第89条）のため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

※次回は有給休暇管理の実務編をお届けします。

前号からの続編

パート労働者の面接・採用のポイント

応募から面接まで

応募後の面接が『後日連絡』となっている場合は、早急に連絡することが大切です。連絡が遅いと辞退されたり、他の求人に移ります。もし面接までに10日以上あくようであれば、それまでに1度メールや電話をいれておく配慮が大切です。

履歴書

当日持参のケースもありますが、事前に送付の場合はあらかじめ求職者の希望条件や人物像をイメージするとともに、質問事項も準備します。場当たりの面接は応募者も敏感に感じ取ります。最近は応募者をふやすため履歴書そのものを不要とする募集もあります。ニーズやターゲットの年齢にあわせて対応しましょう。

面接での確認事項

採用後のミスマッチをふせぐため、勤務時間、日数、長期または短期、時給などのほかに、シフトがある場合はどの程度融通がきくか等、労働条件をしっかりと確認します。パート希望の応募者の多くは、生活優先の働き方を条件としているため、求める条件との整合性をよく確認しましょう。人物像も確認ポイントです。パート希望の選考では、経験やスキルよりも『明るく元気な人』といった人柄を重視することが多いようです。仕事への適性や職場の同僚と上手くやっていけるかどうかの確認が大切です。

採用後

一番大切なポイントは、合否結果を遅くとも面接後1週間以内には連絡することです。採用内定となっても他の応募者の選考などで時間を空けすぎると、応募者が強い不信感を持ちます。内定辞退を防止するため、採用から働き始めるまで1ヶ月以上空く場合は、途中で手紙やメール等でメッセージを送っておく心遣いを

※当事務所では求人票用の職種別文例集も用意しておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート！



丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228 Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033

mail:fuji1@maru1.co <https://maru1-sr.com/> 丸一社労士 柏市で検索

当事務所では、特別加入(事業主様や役員の方、建設業一人親方の労災保険)も受付けております。